

南知多町告示第28号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和6年度の土地及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり南知多町内に所在する土地・家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する。

令和6年3月31日

南知多町長 石 黒 和 彦

1 縦覧期間

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土・日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く

2 縦覧場所

南知多町役場総務部税務課 事務室